

壱岐市スポーツ施設ネーミングライツ・スポンサー募集要項

1. 趣旨

壱岐市では、施設の安定的な管理・運営のための財源を確保するとともに、民間事業者等の広告の機会を拡大するため、市有施設に愛称を付ける権利(ネーミングライツ)を取得する企業様を以下のとおり募集します。

2. 対象施設

施設名称：石田スポーツセンター
所在地：長崎県壱岐市石田町石田西触1264番地4
施設概要：平成19年5月供用開始、延床面積 約3,355m²
体育室、トレーニングルーム、武道場、多目的ルーム

3. 募集概要

(1) ネーミングライツの範囲

対象施設の愛称を募集します。

※募集する愛称は施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定める公式名称は変更しません。

(2) ネーミングライツ事業の種類

施設特定公募型を適用します。

※市が選定した施設等について民間事業者等を募集するものです。

(3) ネーミングの条件

①愛称は、親しみやすさ、呼びやすさを重視し、公共施設にふさわしくスポーツ施設としてのイメージを損なわないものとします。

②利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。

③壱岐市広告掲載要綱及び壱岐市広告掲載基準に抵触すると認められる愛称は採用しません。

※壱岐市広告掲載要綱及び壱岐市広告掲載基準はホームページ上に掲載していますので、応募前に必ずご確認下さい。

(4) 契約期間

3年以上5年以下とします。

※契約期間後に更新を希望する場合は、市と優先的に交渉できます。

(5) 愛称の使用開始時期

周知期間と導入準備に要する期間を踏まえて、協議により決定します。

(6) 命名権料

年額30万円以上（消費税地方消費税を含む）を希望します。

※支払いは1年分を一括支払いとします。支払い時期は契約の中で定めることとします。

※命名権料は、対象施設の運営管理及びサービスの維持向上のために役立てます。

(7) 命名権料以外の費用負担

区分	市	ネーミングライツ・スポンサー
敷地内外の看板表示の変更 (施設看板や道路標識等) ※1		○
敷地内外の看板表示の新設 (施設看板) ※1		○
契約期間終了後の原状回復 (変更した施設看板や道路標識等)		○
契約期間終了後の原状回復 (新設した施設看板)		○
パンフレット等の市の印刷物や 市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1. 施設看板や道路標識等の表示の変更は、壱岐市広告掲載要綱及び壱岐市広告掲載基準の規定に基づき、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

施設看板の新設については、設置の可否も含めて協議します。新設する看板の安全性の検討はネーミングライツ・スポンサーに行っていただきます。

※2. 残部数や更新時期等を考慮し、協議の上決定します。

(8) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者とします。

- ①法人又は個人事業主
- ②壱岐市内に事業所を有するなど、壱岐市にゆかりのある者
- ③税を滞納していない者
- ④壱岐市広告掲載基準第4条の規制業種又は事業者に該当しない者
- ⑤壱岐市から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
- ⑥法人の代表者等（役員等経営に事実上参加している者）が、法令等に違反する行為を行っていないこと
- ⑦法人の代表者等（役員等経営に事実上参加している者）に、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない（又はその執行猶予期間が終わっていない）者がいないこと
- ⑧法人の代表者等（役員等経営に事実上参加している者）に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと

4. 応募方法等

(1) 提出書類

申込にあたっては、以下の書類を提出してください。

- ①ネーミングライツ事業申込書（別添様式）
- ②ネーミングライツ誓約書（別添様式）
- ③法人の概要を記載した書類
- ④定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤法人の登記事項証明書

- ⑥印鑑証明書（法人は社印、個人事業主は代表者印）
- ⑦最新年度の事業計画書
- ⑧直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑨最新の納税証明書（国税及び市税）
- ⑩提案事項を記した書面（任意様式）

（2）提出先

壱岐市地域振興部文化スポーツ振興課　まで

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

※郵送又は持参により提出をお願いします。電子メール、FAXでの提出はできません。

（3）応募期間

令和8年2月16日（月）から 令和8年4月15日（水）まで

（4）質問の受付

募集の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間…応募期間中とします。

②受付方法…別添の質問票にご記入の上、FAX又は電子メールにより、「9. 問い合わせ先」まで提出してください。

③回答方法…質問者を伏せて質問内容を市ホームページ上に掲載の上、市ホームページ上にて回答します。各事業者から寄せられた質問に対する回答をまとめて市ホームページにて公表します。なお、社名等は公表しません。

（5）その他

①申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

②提出された書類はお返しできません。

③提出された書類は壱岐市情報公開条例の規定に基づき開示することができます。

5. 選考方法

応募期間終了後に、壱岐市広告審査委員会において、下記の方法により選考を行います。

（1）第1次審査

応募者が応募資格を備えているかについて審査を行います。要件を備えていない応募については第2次審査の対象外とします。

（2）第2次審査

応募者、応募された愛称及び契約条件について総合的に評価を行います。

第2次審査において一定以上の評価を得た応募者を契約締結候補者とします。契約締結候補者が複数となった場合には、評価結果が最も高い応募者を優先交渉権者とします。

選考結果については、すべての応募者に文書で通知します。

<審査基準>

①応募者…経営の安定性、地域活動への貢献、市民の知名度など

②愛称…親しみやすさ、呼びやすさなど

③契約条件…命名権料、契約期間

6. ネーミングライツ・スポンサーの決定、契約締結

市は、契約締結候補者と契約締結に向けた協議（愛称の使用開始時期、契約内容の確認）を行い、合意が成立した場合、当該応募者をネーミングライツ・スポンサーとして決定し、契約を締結するとともに、ネーミングライツ・スポンサー名、愛称、命名権料及び契約金額を、市のホームページにおいて公表します。

なお、契約締結候補者が複数となった場合、市は優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、合意が成立しなかった場合には、次点の応募者と契約に向けた協議を行うこととします。

7. 留意事項

ネーミングライツ・スポンサーが「3募集概要（8）応募資格」の要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと認められるときは、市は契約を解除することができることとします。この場合、既に支払済みの命名権料は返還いたしません。

8. 添付資料・様式

- (1)【様式】ネーミングライツ事業申込書
- (2)【様式】ネーミングライツ誓約書
- (3)【様式】ネーミングライツ・スポンサーの募集に関する質問票

9. 問い合わせ先

壱岐市地域振興部文化スポーツ振興課

〒811-5192

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

電話 0920-47-0207

FAX 0920-47-4360

電子メール bunka_sports@city.iki.lg.jp